

都城市高崎地区まちづくり協議会備品管理運営規程

(趣旨)

第1条 高崎地区まちづくり協議会が所有する貸出備品の使用及び管理については、この規程の定めによる。

(目的)

第2条 地域づくりに必要な備品の利用を通じて地区内の融和を図り、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(貸出備品及び貸出要件)

第3条 備品の貸出及び貸出する要件は、次のとおりとする。

- (1) 貸出できる備品は、別表のとおりとする。
- (2) 高崎地区まちづくり協議会加入団体が主催する行事
- (3) その他高崎地区まちづくり協議会会長が必要と認めた場合

(使用料)

第4条 備品の使用に係る使用料は無料とする。

(使用申請)

第5条 備品を使用する団体は、あらかじめ備品使用申請書(様式第1号)を高崎地区まちづくり協議会会長に提出し、許可(様式第2号)を受けなければならない。

(管理)

第6条 備品の保管場所は、高崎総合支所内自公連事務局とし、日常の管理は高崎地区まちづくり協議会で行う。

2 使用者が重大な過失により備品を破損・滅失させた場合は、使用者はその損害額を弁償しなければならない。

(その他)

第7条 備品の使用管理について、この規程で定める以外の疑義が生じた場合は、その都度高崎地区まちづくり協議会で協議決定する。

附 則

この規程は、平成29年2月28日から施行する。

別表（第3条関係）

NO	備品名 (数量)	形状・規格
1	ワイヤレスアンプ (1)	TOA WA-2700CD
2	ワイヤレスマイク (2)	TOA WM-1200
3	刈払機(3)	RME2630LT
4	ブロワー(2)	PB221

様式第1号（第5条関係）

備品使用許可申請書

令和 年 月 日

高崎地区まちづくり協議会会長 様

申請者住所
団 体 名
代 表 者

備品管理運営規程第5条の規程により、下記のとおり申請します。

使 用 団 体 名			
使用責任者住所	都城市高崎町		
使用責任者氏名		電話	—
使 用 備 品		数量	
使 用 日 時	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
使 用 目 的			

様式第 2 号 (第 5 条関係)

備品使用許可書

令和 年 月 日

様

高崎地区まちづくり協議会

令和 年 月 日付で申請のあった貸出備品の使用を許可します。

使用団体名			
使用責任者住所	都城市		
使用責任者氏名		電話	
使用備品		数量	
使用日時	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
使用目的			
許可条件			
処 理 欄			

※使用にあたっての注意事項

1. この許可書を、使用当日に高崎地区まちづくり協議会窓口へ提示すること。
2. 使用備品に破損等が生じないように管理し、万一破損等が生じたときは直ちにその状況を報告すること。
3. 使用備品は、使用目的以外に使用しないこと。
4. 返却日は厳守すること。ただし、やむを得ない事由により返却日を変更するときは、協議会長の許可を受けること。